

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

奈良県公安委員会規則第5号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）の基準等を定めるものとする。

(医師の指定)

第2条 医師の指定は、次の表の左欄に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
法第5条第1項第2号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第5条の2第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
令第5条の2第3号に掲げる病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

(公示)

第3条 公安委員会は、医師の指定を行ったときは、その旨を公示するものとする。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。